

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④
-----------	-----------	-----------	-----------

保育必要量区分⑤			
保育標準時間認定		保育短時間認定	
基本分単価		基本分単価	
(注)		(注)	
⑥		⑥	

処遇改善等加算 I					
保育標準時間認定			保育短時間認定		
(注)			(注)		
⑦			⑦		

10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児
			乳児
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児
			乳児

178,260	(236,500)	173,640	(231,880)	+
236,500		231,880		+
138,060	(196,300)	135,140	(193,380)	+
196,300		193,380		+

1,670	(2,250)	×加算率	1,620	(2,200)	×加算率
2,250			2,200		
1,270	(1,850)	×加算率	1,240	(1,820)	×加算率
1,850			1,820		

地域 区分 ①	定員 区分 ②	認定 区分 ③	年齢区分 ④	保育士比率向上加算					障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算										
				(注)		処遇改善等加算 I ⑧			(注)		処遇改善等加算 I ⑨								
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	11,260	(18,770)	+	110	(180)	×	加算率	+	116,490	(58,240)	+	1,160	(580)	×	加算率
			乳児	+	18,770		+	180			×	加算率	+	58,240		+	580		
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	+	9,950	(17,460)	+	100	(170)	×	加算率	+	116,490	(58,240)	+	1,160	(580)	×	加算率
			乳児	+	17,460		+	170			×	加算率	+	58,240		+	580		

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分
①	②	③	④

休日保育加算	
⑩ 処遇改善等加算 I	

夜間保育加算	
⑪ 処遇改善等加算 I	

10/100 地域	6人から 12人まで	3号	1、2歳児
			乳児
	13人から 19人まで	3号	1、2歳児
			乳児

休日保育の年間延べ利用子ども数	
～ 210人	191,700
211人～ 279人	204,500
280人～ 349人	230,200
350人～ 419人	255,800
420人～ 489人	281,500
490人～ 559人	307,200
560人～ 629人	332,800
630人～ 699人	358,500
700人～ 769人	384,200
770人～ 839人	409,800
840人～ 909人	435,500
910人～ 979人	461,200
980人～1,049人	486,800
1,050人～	512,500

各月初日の 利用子ども数
-----------------

44,780	+	390 × 加算率
30,230	+	240 × 加算率

地域 区分 ①	定員 区分 ②	認定 区分 ③	年齢区分 ④	減価償却費加算		賃借料加算			連携施設を 設定しない 場合 ⑭	食事の搬入につ いて自園調理又 は連携施設等か らの搬入以外の 方法による場合 ⑮				
				加算額		加算額								
				標 準	都市部	標 準	都市部							
				⑫		⑬								
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	3,000	3,300	+	a地域	20,300	22,600	-	2,050	$(⑥+⑦+⑩)$ $\times 10/100$	
			乳 児					b地域	11,200	12,400				
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	+	1,900	2,100	+	a地域	25,700	28,600		-	1,290	$(⑥+⑦+⑩)$ $\times 10/100$
			乳 児					b地域	14,200	15,700				
							c地域	12,300	13,700					
								d地域	8,700	9,700				

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	管理者を配置していない場合		土曜日に閉所する場合				
				処遇改善等 加算Ⅰ ⑬		月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合	全ての土曜日を閉所する場合	
10/100 地域	6人から12人まで	3号	1、2歳児 乳児	36,120	+	360×加算率	$\frac{((6+7)+9+11)}{2/100}$	$\frac{((6+7)+9+11)}{4/100}$	$\frac{((6+7)+9+11)}{7/100}$	$\frac{((6+7)+9+11)}{9/100}$
	13人から19人まで	3号	1、2歳児 乳児	22,810	+	220×加算率	$\frac{((6+7)+9+11)}{2/100}$	$\frac{((6+7)+9+11)}{5/100}$	$\frac{((6+7)+9+11)}{7/100}$	$\frac{((6+7)+9+11)}{9/100}$

地域 区分 ①	定員 区分 ②	認定 区分 ③	年齢区分 ④	定員を恒常的に 超過する場合 ⑮
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 乳児	$(⑥\sim⑦) \times 82/100$
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 乳児	<small>(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数</small> 20人～30人 $(⑥\sim⑦) \times 80/100$ 31人～40人 $(⑥\sim⑦) \times 75/100$ 41人～ $(⑥\sim⑦) \times 70/100$

## 加算部分2

処遇改善等加算Ⅱ	⑱	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① 48,900 × 人数A ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② 6,110 × 人数B	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める												
処遇改善等加算Ⅲ	㉑	11,000 × 加算Ⅲ算定対象人数 ÷ 各月初日の利用子ども数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 加算Ⅲ算定対象人数については、別に定める												
冷暖房費加算	㉒	<table border="1"> <tr> <td>1 級 地</td> <td>1,840</td> <td>4 級 地</td> <td>1,270</td> </tr> <tr> <td>2 級 地</td> <td>1,630</td> <td>そ の 他 地 域</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>3 級 地</td> <td>1,610</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 級 地	1,840	4 級 地	1,270	2 級 地	1,630	そ の 他 地 域	110	3 級 地	1,610			※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1級地から4級地以外の地域
1 級 地	1,840	4 級 地	1,270												
2 級 地	1,630	そ の 他 地 域	110												
3 級 地	1,610														
除雪費加算	㉓	6,180	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
降灰除去費加算	㉔	155,870 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
施設機能強化推進費加算	㉕	160,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
栄養管理加算	㉖	<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>基本額 処遇改善等加算Ⅰ ( 76,960 + 760 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数</td> <td rowspan="3">※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>基本額 処遇改善等加算Ⅰ ( 50,000 + 500 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数</td> </tr> </table>	A	基本額 処遇改善等加算Ⅰ ( 76,960 + 760 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設	B	基本額 処遇改善等加算Ⅰ ( 50,000 + 500 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数	C	基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数						
A	基本額 処遇改善等加算Ⅰ ( 76,960 + 760 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設													
B	基本額 処遇改善等加算Ⅰ ( 50,000 + 500 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数														
C	基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数														
第三者評価受審加算	㉗	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整